

産業Navi

**2011年8月～2012年3月  
媒体広告商品ガイド**

2011-08-19

## 産業Navi サイト概要

### ■ 産業Naviとは～広告媒体としての産業Navi～

神奈川県在住の企業情報約2,500社を掲載。その企業の経営者・担当者やYahoo等大手検索エンジンからの来訪者により、手堅いアクセスを誇る老舗サイト。

**神奈川県の企業・その取引企業・その利用者が閲覧者と限定できる**

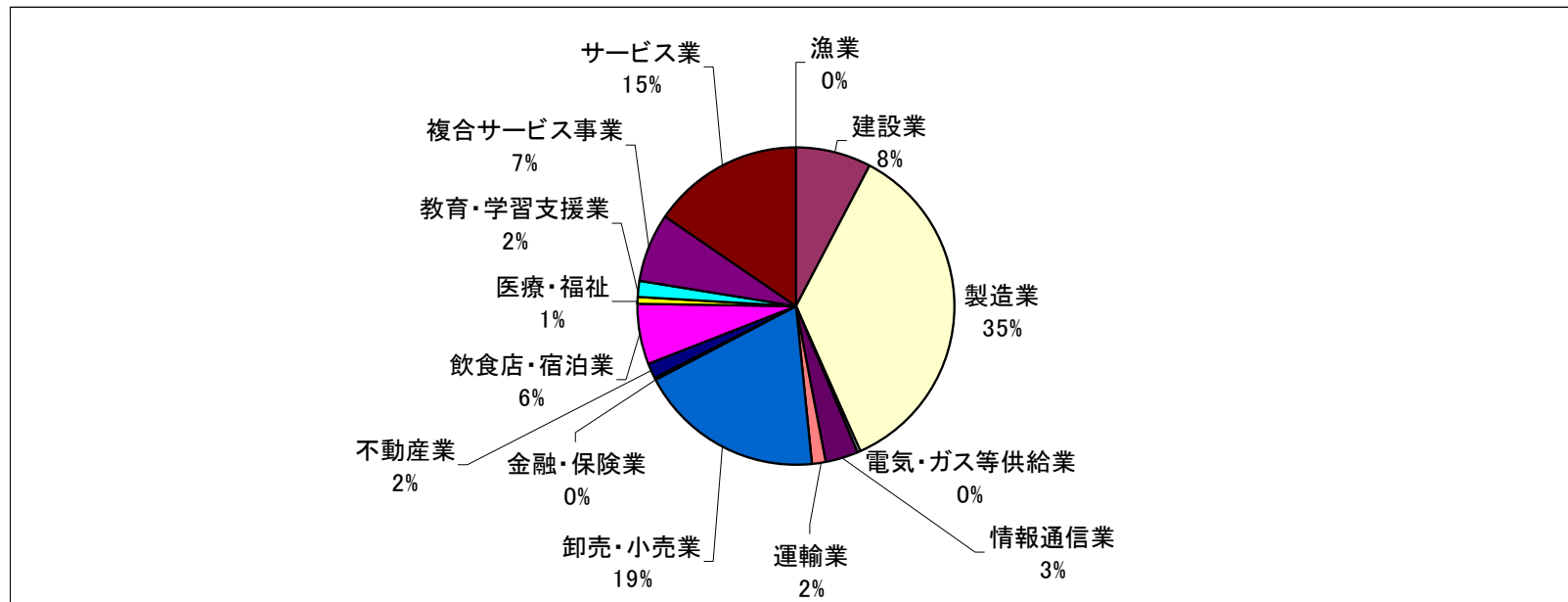


**神奈川県の企業・その取引企業・その利用者をターゲットとした広告に最適**

**Googleページランク“5”評価(\*)、被リンクによる検索エンジン対策に最適**

### ■ 掲載事業所業種構成

\*2011年8月1日現在



## 産業Naví 広告仕様—WEBページ1—

### ■トップテキスト: 会員ページ全来訪者に訴求可能な最大露出テキスト広告枠



### ■原稿仕様・掲載料金

掲載場所	全会員ページ1行目
掲載形態	期間保証
掲載期間	1ヶ月
サイズ	全角25文字以内
形式・容量	—
アニメGIF	—
ループ	—
ALTテキスト	不可
掲載期間	毎月初営業日10時から毎月最終営業日16時まで
差替え	期間中1回まで
入稿締切	5営業日前の17時まで
想定表示回数	70万imp/月(想定)
掲載料金(1枠)	15万円
想定単価	@0.2円

## 産業Nav*i* 広告仕様—WEBページ2—

### ■マイスターズ大バナー：モノづくり情報閲覧者に限定訴求



### ■原稿仕様・掲載料金

掲載場所	マイスターズトップページ下段
掲載形態	期間保証
掲載期間	1ヶ月
サイズ	550 × 67 pix
形式・容量	GIF、Flash:15KB以下
アニメGIF	可
ループ	可
ALTテキスト	不可
掲載期間	毎月初営業日10時から毎月最終営業日16時まで
差替え	期間中1回まで
入稿締切	5営業日前の17時まで
想定表示回数	2.5万imp/月(想定)
掲載料金(1枠)	10万円
想定単価	@4円

## 産業Nav*i* 広告仕様—WEBページ3—

### ■マイスターズ小バナー：モノづくり情報閲覧者に限定訴求



### ■原稿仕様・掲載料金

掲載場所	マイスターズトップページ下段
掲載形態	期間保証
掲載期間	1ヶ月
サイズ	179 × 45 pix
形式・容量	GIF、Flash:15KB以下
アニメGIF	可
ループ	可
ALTテキスト	不可
掲載期間	毎月初営業日10時から毎月最終営業日16時まで
差替え	期間中1回まで
入稿締切	5営業日前の17時まで
想定表示回数	2.5万imp/月(想定)
掲載料金(1枠)	1万円
想定単価	@0.4円

## 産業 Navi 広告仕様—WEBページ4—

### ■タウン小バナー：商業情報閲覧者に限定訴求



### ■原稿仕様・掲載料金

掲載場所	タウントップページ下段
掲載形態	期間保証
掲載期間	1ヶ月
サイズ	179 × 45 pix
形式・容量	GIF、Flash:15KB以下
アニメGIF	可
ループ	可
ALTテキスト	不可
掲載期間	毎月初営業日10時から毎月最終営業日16時まで
差替え	期間中1回まで
入稿締切	5営業日前の17時まで
想定表示回数	2.5万imp/月(想定)
掲載料金(1枠)	1万円
想定単価	@0.4円



# 広告掲載規約

## 【広告掲載規約】

財団法人神奈川県経営者福祉振興財団(以下、「当財団」といいます)が運営するインターネット上の広告スペース(以下、「広告枠」といいます)に広告を掲載する場合には、当財団、広告主及び広告取扱代理店は本規約の各条項に従うものとします。本規約とは別途に定める諸規定並びに各サービスのガイドライン等は、本規約の一部を構成します。

### 第1条 本規約の目的

本規約は、広告主又は広告取扱代理店が広告枠に広告を掲載する際の基本的合意事項と諸条件とを明らかにし、当財団と広告主及び広告取扱代理店との間の業務が円滑に執り行えるようにすることを目的とします。

### 第2条 広告掲載契約の成立

1. 広告主及び広告代理店(以下「申込者」といいます)は、掲載申込書又はこれに類する申込者による広告の掲載の意思を確認できる当財団の定める書類又は電子メール(以下、「掲載申込」といいます)の何れかを提出したときに、本規約に同意のうえ当財団に広告の掲載を申し込んだものとします。
2. 当財団及び申込者間の広告掲載契約は、当財団が、申込者による広告の掲載の申込みに対し承諾の意思表示を行ったときに本規約及び掲載申込に記載された条件で成立するものとします。なお、広告掲載契約履行上の詳細事項については、必要に応じて都度当財団及び申込者が協議の上決定するものとします。
3. 申込者が、広告物の制作を当財団に委託する場合、当財団と申込者において別途協議の上、広告制作料金その他必要な条件を定めるものとします。
4. 広告掲載契約成立後は、申込者は、申込者の都合により契約を解除することはできません。但し、申込者は広告掲載契約に定める広告料金全額を支払うことにより、いつでも広告掲載契約を解除することができるものとします。

### 第3条 当財団及び申込者の義務及び責任

1. 広告枠に掲載された広告(但し、当財団が、申込者の委託を受けて独自に制作した広告を除きます)の内容、申込者が当財団に広告物の制作を委託するにあたり当財団に提供した事実、素材、原稿、商標、標章、商号、ロゴ等その他の資料(以下「広告主提供資料」といいます)及びリンク先の内容に起因する異議・苦情等はすべて、申込者の責任と負担で解決するものとします。また、当財団は、申込者が広告又はリンク先において、ユーザーに対して販売した商品又は提供されたサービスについて一切責任を負いません。これらの商品・サービスに関し、苦情、クレーム、請求等が発生した場合は、申込者の責任と負担で解決するものとします。

# 広告掲載規約

- 2.当財団は、広告掲載開始日の午前10時から広告の掲載を開始するものとし、申込者は、同日15時までに広告の掲載及び掲載状況の確認を行うものとし、広告の掲載にかかる当財団の義務は、広告掲載開始日の15時までに所定の広告の広告枠への掲載を完了することであり、当該時刻までに生じた広告の掲載にかかる不具合等(広告枠に広告が掲載できない場合を含む)については、当財団は免責されるものとし、
- 3.当財団が申込者に対して損害賠償の責めに任ずる事態となった場合、原因の如何を問わず、その金額は申込者が当財団に既に支払った広告料金を上限とします。
- 4.当財団は、別段の合意がない限り、広告の露出回数、クリック回数等についてなんら保証をしません。

## 第4条 広告料金、支払条件及び支払保証

- 1.広告枠にかかる広告料金は、広告掲載料金、広告制作料金、その他、名称の如何を問わず、当財団の提供する広告の掲載に対する対価として支払われる全ての料金を含むものとし、掲載申込に記載された金額(消費税相当額は請求時別途加算)とします。
- 2.申込者は、当財団からの請求に基づき、掲載申込に記載された又は当財団と別途合意した支払期日までに、広告料金全額を当財団の指定する金融機関の口座に振込みにて支払うものとし、
- 3.申込者と広告料金の請求先が異なる場合、広告料金の支払義務は請求先が負い、申込者はこれを連帯して保証するものとし、
- 4.掲載申込に定める支払期日を過ぎても入金の確認できない場合には、広告掲載契約の成立後であっても、当財団は当該申込者が申し込んだ全ての広告の掲載を拒否又は中止できるものとし、

## 第5条 著作権等

- 1.申込者が当財団に入稿した原稿に関する著作権その他の一切の権利は申込者に留保されるものとし、
- 2.申込者が広告物の制作を当財団に委託した場合、当該広告物に関する著作権その他一切の権利は当財団に独占的に帰属するものとし、但し、当該広告物中、申込者が、広告物の制作の委託にあたり、当財団に使用を認めた商標、標章、商号、ロゴその他委託時点において申込者に帰属している権利にかかる部分は除きます。
- 3.申込者は、当財団が制作した広告物(以下「当財団制作物」といいます。)の利用に関して、別途当財団に申込みを行い、当財団が当該申込みを承諾した場合には、申込者は当財団に別途料金(以下「二次利用料」といいます。)を支払うことにより、当財団制作物を利用することができます。その場合の利用条件は、下記に定めるとおりとします。

# 広告掲載規約

- (1) 申込者による当財団制作物の二次利用は、申込者の届け出に対し、当財団が承認した条件及び期間によるものとします。但し、当財団と申込者の別段の合意がない限り、利用期間は二次利用にかかる当財団制作物の納品日より1年間とします。また、申込者が届け出た具体的利用方法につき、当財団が承認をしない場合であっても、当財団は本条第3項柱書に定める二次利用料を返金しないものとします。
- (2) 当財団が申込者に許諾する当財団制作物の使用权は、非独占的かつ譲渡不能とします。
- (3) 申込者は、当財団の事前の承諾なく、当財団制作物及び二次利用物を一切複製、改変、翻訳及び翻案してはならないものとします。
- (4) 申込者は、当財団制作物について、当財団が許諾した以外の利用を行い又は第三者に提供してはならないものとします。
- (5) 申込者は、当財団制作物の利用に際しては、必ず当財団が指定するクレジットを表示するものとします。
- (6) 申込者は、当財団が当財団制作物の内容についてその真実性、合法性、安全性、適切性、有用性等について何ら保証しないことに同意し、当財団制作物の利用に関し、苦情、クレーム、請求等が発生した場合は、一切自らの責任と負担において解決するものとします。
4. 当財団は、広告枠に掲載する申込者の広告物(広告枠に掲載する申込者の広告物及び広告主の名称・ロゴ及びクレジット並びに本条に基づき申込者が当財団に提供した素材等を含みます)を、当財団又は当財団のサービスの広告宣伝又は販売促進等に利用することがあります。申込者は、原則としてこれに承諾するものとし、申込者の事情により承諾できない場合は、予め当財団にその旨通知するものとします。

## 第6条 機密保持

当財団と申込者は、広告掲載契約の履行に関し知り得た相手方の機密事項について、相手方の書面による承諾を得ない限り、一切第三者に開示、漏洩しないものとします。

## 第7条 個人情報の管理

申込者の登録情報等、当財団が取得した申込者に関する情報は、個人情報保護法を遵守した上で、取り扱われます。当財団は当財団が別途定めた「個人情報の取り扱いについて」を遵守します。

## 第8条 債権・債務の相殺

当財団が申込者に対し債権を有しかつ債務を負担しているときは、当財団は、当該債務の弁済期日が到来していなくとも、当該債権と当該債務とを対当額をもって相殺することができるものとします。

# 広告掲載規約

## 第9条 権利譲渡の禁止等

当財団及び申込者は、相手方の書面による承諾を得ない限り、本規約及び広告掲載契約から生ずるいかなる権利も第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとします。

## 第10条 広告掲載契約の解除

1. 申込者が、次の各号の一に該当したときは、当財団は、何ら通知催告を要せず直ちに広告掲載契約の全部又は一部を解除することができます。なお、当財団による申込者に対する損害賠償の請求を妨げません。

- (1) 本規約の各条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、保全差押、強制執行、その他公権力の処分を受けたときあるいは処分の申立がなされたとき
- (3) 会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停申立、若しくは破産その他破産手続開始の申立がなされたとき
- (4) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- (5) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りを発生させたとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (6) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき
- (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (8) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- (9) 広告又はリンク先の記載内容が各種法令に違反している、又はそのおそれがあるとき、若しくは不適切であると当財団が判断したとき
- (10) 前号のほか、申込者の広告の掲載を継続することが当財団の利益又は信用を損なうと当財団が判断したとき
- (11) 上記各号に準ずる事由が生じたとき

2. 前項に基づき当財団が広告掲載契約を解除した場合、申込者は、期限の利益を喪失し、当該広告掲載契約に基づく広告料金の未払部分を直ちに当財団に支払うものとします。

3. 広告掲載契約成立後、当財団又は申込者（双方の役員・従業員を含む）が情報漏洩、犯罪行為その他法令若しくは社会道徳に反する行為を行い、又は関与した場合で、当財団又は申込者が広告掲載を開始又は継続することが自己又は双方の利益に反すると判断した場合には、当財団又は申込者は、双方協議の上、広告掲載を一時的に中断し、又は広告掲載開始を延期することができるものとします。

# 広告掲載規約

4. 前項の場合、当財団又は申込者は、広告掲載の一時的中断又は広告掲載開始の延期の決定より相当期間経過した後において、相手方が要求した場合には、広告掲載の再開又は広告掲載開始につき、協議を行うものとします。

## 第11条 広告掲載の中断

1. 当財団は、以下の各号の事象が発生した場合には、申込者へ通知することなく、一時的に当財団の運営するウェブサイト上の広告掲載の全部又は一部を中断することがあります。

- (1) 当財団の運営するウェブサイトのシステムの定期的又は緊急のメンテナンスを行う場合
- (2) 当財団の運営するウェブサイトのリニューアル若しくはデザイン変更又は機能拡張等を行う場合
- (3) 天災地変、通信事業者によるサービス停止・中断、通信回線の障害、第三者によるハッキングやクラッキング等不正アクセス、その他当財団の責めに帰すことのできない事由による場合
- (4) その他当財団が当財団の運営するウェブサイトの一時的な中断が必要と判断した場合

2. 前項の場合において、当財団の運営するウェブサイト内の広告枠に広告が掲載できない場合又は掲載された広告からリンク先への接続ができない場合等広告掲載契約における当財団の義務を履行できない事象が生じた場合、かかる事象が生じた場合における当財団の義務は、可能な限り当該事象を治癒するよう努めることに限定されるものとします。

3. 第1項に定める場合において、当財団の申込者に対する広告掲載契約上の債務が履行不能又は不完全履行となる場合であっても、当財団に故意又は重大な過失があることが明らかである場合を除き、当財団は、当該履行不能又は不完全履行に起因する申込者の損害について免責されるものとします。

## 第12条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当事者間の事前の合意、表明及び了解等に優先します。

# 広告掲載規約

---

## 第13条 分離可能性

本規約の何れかの条項又はその一部が無効又は執行不能となる場合であっても、本規約のその他の規定及び部分については、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第14条 存続条項

広告掲載契約が終了した場合であっても、本規約第6条、第7条、第8条、第9条、第10条第2項、第11条第3項及び第16条、第17条は引き続き効力を有するものとします。

## 第15条 規約の変更

当財団は本規約を何らの予告なしに変更することができるものとします。変更した規約は当財団サイト上に表示した時点で効力を生じます。利用者は最新の利用規約を参照してください。この最新情報を参照しないことによって利用者等に生じた不利益に対し当財団は一切の責任を負いません。

## 第16条 裁判管轄

広告掲載契約に関する訴訟については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第17条 準拠法

本規約及び申込者と当財団には日本法が適用されます。

## 第18条 協議事項

本規約に定めのない事項その他本規約に関し当財団及び申込者間において解釈に疑義を生じた事項については双方誠意を持って協議し、円満な解決を図るものとします。

# 掲載基準およびクリエイティブについて

- ・責任の所在、または広告主が不明確でないこと
- ・内容およびその目的が不明確でないこと
- ・内容に虚偽があるか、または誤認されやすい表現／内容でないこと
- ・公正／客観的な根拠なく、「日本一」「No.1」など最大級／絶対的な表現を使用していないこと
- ・不良商法、詐欺的内容でないこと
- ・関係諸法規を遵守していること
- ・医療、医療品、化粧品において、効能／効果などが厚生労働省の承認する範囲を逸脱していないこと
- ・公序良俗に反さないこと
- ・猥褻な内容を含まないこと
- ・暴力、賭博、麻薬、売春を肯定または美化するものでないこと
- ・醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれのあるものでないこと
- ・犯罪行為とならないまたは犯罪行為に結びつくことがないこと
- ・氏名、写真、肖像、商標、著作物、財産、プライバシーなどを無断で使用するなど、第三者の権利を侵害するものでないこと
- ・特定の法人、団体または個人を攻撃し、もしくは誹謗中傷しないこと
- ・日本体育協会のアマチュア規定に反して、競技者または役員の氏名、写真、談話等を使用していないこと
- ・政治／宗教団体の勧誘を目的としていないこと
- ・視聴覚に悪影響を及ぼす恐れのないこと
- ・掲載申込み時、または掲載開始後、リンク先サイトの内容または表現が著しく変化しないこと
- ・リンク先サイトが掲載申込み時から掲載終了時まで確実に存在していること
- ・その他当財団が不適切と判断する場合

※お申し込みをされた後でも、クリエイティブ、リンク先、事業内容などが当財団基準にて不適当と判断させていただいた場合には、掲載をお断り、もしくは中止させていただく場合がございます。